

## 政策 I-2-(2)-①

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献
16年度重点施策	バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際フォーラムにおける国際ルール策定等への積極的な貢献
参考指標	各国際フォーラムにおける国際ルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）

### 2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

### 3. 政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画することとしています。

### 4. 現状分析及び外部要因

国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速しています。こうした状況を踏まえ、金融庁としては、内外無差別の原則を貫徹し、我が国の金融システム及び金融市場を明確な理念及びルールに基づいた普遍性のあるものにすると同時に、金融に関する国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たすべく努力することを金融改革プログラム（16年12月）において掲げています。以上の観点から、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参画しています（詳細については別添参照）。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① バーゼル委、IOSCO、IAIS等における議論への積極的な参画

ア. バーゼル委においては、バーゼルⅡの枠組みの継続的な改善に向けた議論（銀行の自己資本比率規制におけるトレーディング勘定の取扱い等）や銀行のコンプライアンス機能等に関する指針の策定に貢献したほか、内部格付制度やその検証方法に関する研究へも参加してきました。更にバーゼルⅡの円滑な実施に向け、銀行の影響度を調査する国内影響度調査（フィールド・テスト）の実施や海外監督当局との情報交換に取り組みました。

イ. IOSCOにおいては、「信用格付機関の基本行動規範」及び「金融犯罪に対抗する資本市場の強化に関する報告書」の策定に貢献したほか、常設委員会においても、会計・監査及び多国間開示、流通市場、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組みました。また、アジア・太平洋地域委員会では、同地域における債券市場の制度整備状況の調査において中心的な役割を果たしました。その他、国際監査基準等の基準設定活動を行う国際会計士連盟の活動を監視するため新たに設けられた公益監視委員会に、我が国メンバーがIOSCO枠で参加するなどの貢献をしています。

ウ. IAISにおいては、「損害保険／再保険会社の保険契約に係る業績とリスクに関する情報開示基準」や「投資リスク管理に関する指針」、「世界再保険市場報告 2003」等、各種基準・指針等の策定に貢献しました。また、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」、「保険会社の投資業績及びリスクに関する情報開示基準」、保険契約にかかる国際会計基準に対する保険監督当局の共通認識としての対処方針の策定等にも貢献しています。

エ. ジョイント・フォーラムにおいては、バーゼル委、IOSCO、IAIS及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに貢献しました。具体的には、年3回開催される本会合に出席し各金融監督当局と意見交換を行うとともに、16年度に公表された「金融機関におけるアウトソーシング」や「信用リスク移転」等の報告書の検討プロセスにおいて貢献するとともに、現在、進行中の「市場と規制の格差」、「事業継続計画」、「流動性リスク管理」に関する作業においても、参加や資料提供等を通じて貢献しています。

#### ② WTO、EPA交渉における議論への積極的な参画

WTOドーハ開発アジェンダ（新ラウンド交渉）においては、17年2月に、拠点設置に関する制限や外資出資制限等の撤廃を求める各国へのリクエストを改定しました。更に同月、金融サービス自由化交渉の一層の進展を目的として、米国・EU・カナダ等とともに、共同声明をとりまとめました。6月には金融サー

ビス分野を含むわが国のサービス分野の自由化約束を改定した、改訂オファーを提出しました。

また、WTOにおける多国間交渉を補完するため、我が国は、タイ、マレーシア、フィリピン、韓国及びASEANとの間で、EPA交渉を行っています。このうちフィリピンとの間では16年11月に、マレーシアとの間では17年5月に大筋合意に至り、当庁も、金融サービス分野の自由化の進展、及び金融監督当局間の協力の枠組みの構築に積極的に貢献しました。

## (2) 評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

### ① バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、銀行のコンプライアンス機能やコーポレート・ガバナンスのあり方及びバーゼルⅡにおけるトレーディング勘定の取扱い等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。また、バーゼルⅡの実施について、監督当局間の情報交換等を行う新規制実施作業部会を主催したほか、わが国におけるバーゼルⅡ実施の枠組み及び主要邦銀のバーゼルⅡ実施計画に関する説明会を開催するなど、海外当局との情報交換にも積極的に取り組みました。更に、バーゼルⅡが銀行に与える影響度を調べるため、国内影響度調査（フィールド・テスト）を実施しました。

### ② 証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、「信用格付機関の基本行動規範」の策定においては、わが国から積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献したほか、アジア・太平洋地域委員会では、我が国が中心となって、当該地域における債券市場の制度整備状況の調査を行い、その取りまとめを行うなど、IOSCOが積極的に国際的な証券規制監督上の課題を改善していく上で、重要な貢献を行いました。

### ③ 保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、会計小委員会においては本年2月より我が国が議長を務め、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指

針」の策定にあたっては、我が国における監督経験に基づき、保険会社の保有するリスクに応じた監督の考え方の整理を提案するなど、重要な貢献を行いました。

#### ④ ジョイント・フォーラム

我が国は、全ての本会合に参画し、各種の報告書等の作成に積極的な貢献を行いました。また、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに積極的に参加しました。

#### ⑤ 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）交渉

我が国は、WTOにおいては、先進国及び途上国との間で金融サービスの自由化について議論を行うなど、金融サービス分野の自由化交渉に積極的な貢献を行いました。また、経済連携協定交渉については、現在行われているアジア諸国との交渉の中で、金融サービスの自由化へ向けて積極的に議論を行っているところです。

## 6. 今後の課題

引き続き、各国際フォーラムにおいて国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していくこととします。

### （1）バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。今後も、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献していくとともに、「バーゼルⅡ」の円滑な実施に向け、各国監督当局との調整・情報交換を進めていく必要があります。

### （2）証券監督者国際機構（IOSCO）

今後は、IOSCOが本年4月に公表した「IOSCOの優先課題」を踏まえ、これまでに策定した原則の実施に向け取り組むほか、引き続き、専門委員会、理事会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。

### （3）保険監督者国際機構（IAIS）

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。今後も、会計小委員会議長として小委員会内の議論の取りまとめや他の小委員会との調整にあたるこ

と、国際的に共通なソルベンシー評価手法をはじめとする基準等の策定に、わが国の監督経験等も踏まえ参画すること等、一層積極的に貢献していく必要があります。

#### (4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が急速に進んでいることに対応すべく、報告書や原則等の作成を含め、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

#### (5) 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）交渉

適切かつ秩序ある金融サービスの自由化を促進することは、各国の経済発展にも資するものであり、今後も引き続きWTOやEPA交渉を通じて金融サービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成18年度において、国際ルール整備体制の強化のための機構定員要求及び国際ルール策定等へ積極的な貢献を行うにあたり、各国際フォーラムへの出席のための予算要求を行う必要があります。

### 7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

### 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

### 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

### 10. 担当部局

総務企画局総務課国際室

(別添)

金融庁が参加する主な国際的なフォーラム等の概要は以下のとおりです。

(1) バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1975年に設立され、現在ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成されています。

活動目的としては、①特定の銀行監督問題に関する話合いの場の提供、②国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するための銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整、③国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するための共通の監督基準の設定が挙げられます。

銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるB I S規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年にバーゼル銀行監督委員会において合意されたものです。これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改訂が行われてきましたが、現行のB I S規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、同委員会では、1998年にB I S規制の抜本的見直しについて検討を開始しており、6年間にわたる精力的な議論を経て、2004年6月末に新たな自己資本比率規制（バーゼルⅡ）を公表しました。現在は、バーゼルⅡの円滑な実施に向けた様々な取組みを行っています。

(2) 証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions (IOSCO))

IOSCOは、1974年に設立された108の国・地域（2005年6月末現在）の証券監督当局、証券取引所等から構成されている国際的な機関です。加盟機関の総数は182機関（2005年6月末現在）となっています。

活動の柱としては、①公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること、②国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること、③国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること、④基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと、の4つが挙げられます。IOSCOでは、米国エンロン事件等を契機として、国際的な証券市場の基盤整備を図るため、2002年以降、監査人監督、開示、証券アナリスト、信用格付機関、金融不正への対応等について、原則や報告書等を公表しています。

(3) 保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors (I

A I S))

I A I Sは、1994年に設立され、現在、世界120以上の国、地域の保険監督当局がメンバーとして参加しています(2005年6月現在)。

活動目的としては、①保険監督者間の協調の促進、②国際保険監督基準の策定、③加盟国(特に新興市場国)における監督基準に則った保険制度確立の支援、④他の金融分野の監督機関との連携が挙げられます。

#### (4) ジョイント・フォーラム (Joint Forum)

ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O及びI A I Sを母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討する合同会合です。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む13ヶ国の関係監督当局の代表が参加しています。

#### (5) 世界貿易機関 (World Trade Organization (W T O))、経済連携協定 (Economic Partnership Agreement (E P A)) 交渉

W T Oは世界の自由貿易体制の維持・強化のために中心的な役割を担ってきたG A T T体制を発展させる形で1995年に設立され、2005年2月現在148か国・地域が加盟しています。金融サービスを含むサービス分野に関するルールは、W T O設立協定の不可分一体を成す附属書であるG A T S (General Agreement on Trade in Services)に規定されており、最恵国待遇(全ての加盟国に対して同等の待遇を付与すること)、各国が提出した「約束表」に記載されている分野についての市場アクセス(他の加盟国に対して参入制限となるような措置をとらないこと)及び内国民待遇(内外無差別を確保すること)を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めています。現在、2001年11月のドーハ閣僚宣言に基づき開始されたドーハラウンドの交渉中です。

同時に、全加盟国の一致が必要なW T Oにおける多国間交渉を補完すべく、近年世界各国で二国間あるいは地域間の経済連携協定 (E P A) 交渉が活発化しています。我が国も、シンガポール、メキシコに引き続き、現在、タイ、マレーシア等のアジア諸国と経済連携協定交渉を行っているところです。